平成２５年（フ）第７４９号
横浜市港北区師岡町437番地１　タツミハイツ202
債務者　水口　篤子
１　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３０７号
東京都青梅市末広町１－４－５　東京海道病院、住民票上の住所東京都青梅市今井１丁目220番地の７
債務者　杉田　隆実
１　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１８号
静岡県浜松市南区白羽町2419番地の４、前住所静岡県浜松市南区新橋町732番地　エザンス407号室
債務者　根方　康孝
１　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月５日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１４０号
静岡県浜松市南区遠州浜３丁目２番22―201号　遠州浜団地、前住所静岡県浜松市東区原島町243番地の１　ヴィーブル宮の森　南２－Ｅ
債務者　高橋としおこと　タカハシ　マウリシオ　トシオ
１　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月５日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１３０号
岡山市北区青江４―20―22　レオネクストガルデン青江204号、住民票上の住所岡山市北区青江２丁目15番13号　サンガーデン青江Ⅱ103号
債務者　岡　竜太郎
１　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１５０号
千葉県木更津市請西３丁目13番13号　さくら貸家Ｃ－５
破産者　森田　潤一
１　決定年月日　平成25年５月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第８８２号
仙台市青葉区一番町１丁目11番16―1103号、従前の住所仙台市若林区新寺３丁目13番25号　メゾンソフィア101
破産者　佐々木久子
１　決定年月日　平成25年５月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５９５号
埼玉県所沢市東所沢和田３丁目11番地の14　ラ・メゾン東所沢302
破産者　渡邊　建麿
１　決定年月日　平成25年５月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２１１６号
名古屋市瑞穂区彌富ケ丘町１丁目７番地の６　Ｆｒｅｃｈ２Ｃ号、開始決定時の住所名古屋市天白区八事山215番地　ライオンズマンション八事山1201号
破産者　奥本　利弘
１　決定年月日　平成25年５月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８号
三重県名張市美旗町藤が丘65番地
破産者　岩見　敏行
１　決定年月日　平成25年５月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第１０３０号
広島県東広島市高屋町郷1137番地12
破産者　上野奈緒美（旧姓上田）
１　決定年月日　平成25年５月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９１２号
横浜市南区蒔田町字谷戸田上988番地　朝日マンション横浜蒔田403
破産者　中田　卓実
１　決定年月日　平成25年５月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５２号
静岡県浜松市西区大人見町12番地の251
破産者　津野尾康明
１　決定年月日　平成25年５月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５９６号
静岡県浜松市中区城北２丁目25番３号
破産者　髙橋　　實
１　決定年月日　平成25年５月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第３２７号
愛媛県松山市堀江町甲766番地95
破産者　石丸　雅視
１　決定年月日　平成25年５月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部